

## 「緊急時における授業の取扱内規」の改定について

2021年9月10日

学生支援センター（教務担当）

このたび、「緊急時における授業の取扱内規」が改定されて、対面授業が休講となった場合でも、「遠隔授業（WEB授業）」は原則として休講とならないこととなりました。

ただし、遠隔授業が困難であると学長が判断した場合には、全学的にWEB授業も休講となることがあります。

また、WEB授業が休講でなくとも、学生の皆さんが居住する地域で緊急の避難指示や避難勧告が発令された場合には、ためらわずそれに従ってください。この場合、授業が受講できなかったこと、課題を締め切りまでに提出できなかったことを、事後に担当教員に伝えれば、配慮が行われます。

なお、特別警報が発令された場合や、緊急の避難を伴う気象災害の可能性や公共交通機関の運行休止予告等が公表された場合、前日からポータルサイトとホームページを通じて、前もって緊急時の対応方法を示します。

学生の皆さんは、近鉄電車の不通や暴風警報・特別警報が発令が予想される場合、または実際にそれが生じた場合には、頻繁に、ポータルサイトとホームページをチェックしてください。

以上

< 次頁以降に改定された「緊急時における授業の取扱内規」を掲載しています >

## 緊急時における授業の取扱内規

第 1 条 交通機関が不通（運休、復旧の見通しがたたない運転見合わせを含む。以下「不通」という。）の場合の面接で行う授業及び試験（以下「授業等」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 近鉄奈良・京都・橿原線（以下「近鉄」という。）のいずれかが不通の場合は、次のとおりとする。

ア 午前 7 時より前に運行を再開したときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前 7 時現在不通のときは、午前中休講とする。

ウ 午前 10 時より前に運行を再開したときは、午前中休講とし、午後からは授業等を行う。

エ 午前 10 時現在不通のときは、全日休講とする。

(2) 試験期間中に前第 1 号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第 2 条 台風等により危険が予想される場合の授業等の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 奈良県北西部、京都府山城南部・山城中部、若しくは大阪府大阪市・東部大阪・南河内の各域内の市町村のいずれかに暴風警報又はなんらかの特別警報が発令された場合は、次のとおりとする。

ア 午前 7 時より前に解除されたときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前 7 時現在発令中のときは、全日休講とする。

ウ 午前 7 時以降午前 9 時より前に発令されたときは、全日休講とする。

エ 午前 9 時以降に発令されたときは、その時点で行われていた授業等を中止し、その日のそれ以降の全ての授業等も休講とする。

(2) 試験期間中に前第 1 号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第 3 条 前第 1 条及び第 2 条以外に、通学不能又は通学困難、あるいは授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第 4 条 緊急時の欠席の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 前条にあてはまらず授業等が行われたが、自宅周辺の気象状況又は通学経路の交通機関の不通や遅延等のため、どうしても授業等に出席できなかった者については、欠席扱いとしないものとする。

(2) 試験期間中に前号により出席できなかった者は、その理由を記した書類（交通機関の不通の場合、通学経路を記し、遅延の場合には延着証明書も添付）を指定の期日までに学生支援センター（教務担当）へ提出することで、当該科目を追試験受験科目として認める。

第 5 条 インターネット等を利用して行う遠隔授業及び試験（以下「遠隔授業等」という。）は、原則として実施する。ただし、遠隔授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第 6 条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、昭和 58 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 3 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。